第六号様式別表十三の表を次のように改める。

第六号様式別表十三

共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	法人名	

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	平成　年　月　日
対象法人の別	被合併法人等（名称：　　）・当該法人	支配関係発生日	平成　年　月　日

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

対象法人の事業年度	欠損金等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等（被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割事業年度の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」又は当該法人の前期の別表9若しくは別表10の「翌期繰越額」）	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合（①の金額）	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と(⑥−⑦)のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額）	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と(⑧−⑩)のうち少ない金額）	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（②、③又は④）
		①	②	③	④	⑤
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
計						

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合		
		支配関係前未処理欠損金額等又は特定資本関係前控除未済欠損金額等（支配関係事業年度の前事業年度の別表9又は別表10の「翌期繰越額」）	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額（⑫の金額を⑥の古いものから順次振当）	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金等発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の「控除未済欠損金」）	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額（別表12の⑫）	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額（⑩の金額を⑨の古いものから順次振当）
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	別表9の　別表10の 欠損金等　損失金					
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額（㉒の(イ)−㉓の(イ))−(㉒の(ロ)−㉓の(ロ))	⑪	円	制限対象金額 ⑫−⑪	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑫		簿価純資産超過額（㉒の(ロ)−㉓の(ロ))−(㉒の(イ)−㉓の(イ))	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資産								負債			
名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）	名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）	名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）
	⑮	円	円		⑲	円	円		㉓	円	円
	⑯				⑳				㉔		
	⑰				㉑				㉕		
	⑱			計	㉒			計	㉖		

第六号様式別表十三記載要領1中「及び第4項の規定」を「（同条第4項において準用する場合を含む。）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法施行令」という。）第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同様式別表十三記載要領2中「ときは、」を「ときは当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付し、対象法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、平成22年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは」に改め、同様式別表十三記載要領4を次のように改める。